

入札説明書

1. 入札物品

※注) 最低売却価格には、リサイクル預託金を含む。

物品名	初年度登録	走行 ^{キロ} 数	最低売却価格 (税抜き)
小型動力ポンプ付積載車	平成9年3月	22,311km	300,000円

2. 入札方法

- 条件付一般競争入札により、軽米町が定める最低売却価格(予定価格)以上の金額で、最高の価格をもって入札した方と売買契約を締結します。
- 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格としますので、入札に参加する方は、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載して下さい。

3. 入札参加資格

次に掲げる者は入札に参加することはできない。

- 岩手県内に住所又は正社員を置く営業所を有しない者
- 市町村税の滞納がある者(住民登録地又は本店所在地の市町村税の滞納がある者)
- 当該入札に係る物品に関する事務に従事する職員
- 心身の故障により官民競争入札対象公共サービスを適正かつ確実に実施することができない者として総務省令で定める者
- 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づき、更生手続又は再生手続の開始の申し立てがされていること(但し、再生手続開始後又は再生計画の認可決定後の者を除く)
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号に該当する者またはこれら暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるような関係を有する者
- 契約物品引渡し後30日以内に名義変更又は一時抹消の登録をした証拠書類を提出できない者
- 契約物品引渡し後30日以内に車体両側板に表示されている消防団名(標識灯撤去を含む。)を剥離した証拠書類(写真)を提出できない者

4. 申込みの手続き

- 用紙の交付期間 令和6年2月29日(木)から令和6年3月13日(水)まで
- 交付場所 軽米町役場総務課(ホームページからも取得できます。)
(※ホームページでは用紙の交付のみで、入札行為はできません。)
(※総務課で交付を受ける場合、土日祝祭日を除く午前9時から午後5時までの間にお越し下さい。)

(3) 申込み(提出)に必要な書類 (提出部数は各1部)

個 人	法 人
1. 入札参加申込書(様式1) 2. 運転免許証の写し又は住民票抄本の原本 いずれか1通 3. 納税証明書: 所在市町村税(市町村民税・ 固定資産税・国民健康保険税・軽自動車 税)に関する納税証明書(5年度分)原本 1通。※非課税の場合はその証明書 4. 誓約書(様式2) 1通	1. 入札参加申込書(様式1) 2. 法人市町村税に関する納税証明書(5年 度分)※非課税の場合はその証明書原本1 通 3. 法人登記履歴事項全部証明書1通※申 込前3ヵ月以内の証明書。写し可 4. 誓約書(様式2) 1通

(4) 提出期限 令和6年3月18日(月)午後5時必着

(5) 提出場所 〒028-6302 岩手県九戸郡軽米町大字軽米10-85
軽米町役場(総務課)

(6) 提出方法 4. 申込みの手続き(3)に定める書類の全部を持参もしくは郵送して下さい。
(当日消印有効)

5. 入札物品の公開

3月4日(月)~3月13日(水)の間、公開しますが、事前に総務課まで連絡いただき、日程調整のうえご来庁下さい。(公開時間:午前9時から午後4時まで)

6. 申込者の入札参加資格審査等

- (1) 入札参加申込者は、前記4に掲げる申請書類を期日までに提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- (2) 審査結果は、入札前に「条件付一般競争入札審査結果通知書」により申請者に通知する。
- (3) 資格審査の結果、「資格が無い」と認められた者は、当該入札に参加できない。

7. 入札の日時及び場所

- (1) 提出期限 令和6年3月26日(火) 午後1時30分
- (2) 場 所 軽米町役場3階会議室
- (3) 受 付

※ 入札開始時刻10分前までに受付を済ませること。

※ 入札開始時刻に遅れた場合は、辞退と見なし会場には入室できません。

※ 入札当日は、内容説明は行いませんので不明な点はあらかじめ問い合わせしておくこと。

※ 郵送での入札はできません。

8. 入札に必要な書類

- (1) 入札書(様式3)
- (2) 委任状(様式4) ※申込人以外の者が代理人として入札に参加する場合、入札前に入札執行者に提出します。
- (3) 身分証等の提示(運転免許証、住民基本台帳カード、健康保険被保険者証、社員証等本人確認ができるもの)~入札受付職員に提示し本人(代理人)確認を受けます。

9. 入札参加上の注意

- 1 入札参加者は、入札公告、入札説明書等を熟覧のうえ、入札しなければならない。

この場合において入札説明書等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札参加者は、定められた入札の日時に遅れないように指定の場所に集合すること。
- 3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
(委任状は、入札執行前に提出し、確認を受けること。)
- 4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 5 入札保証金は免除する。

10. 入札書作成上の注意

- 1 入札者の氏名は、個人または会社名、代表者氏名等を正確に記入すること。
- 2 委任状による代理人の入札の場合は、個人または会社名及び代表者名を記入した下に、代理人の氏名を記入し、代理人の使用印鑑を押すこと。
- 3 記載事項の訂正は、金額については認めないが、その他については、入札者の印（代理人入札の場合は、代理人の使用印）で訂正することができる。
- 4 入札金額は、アラビア数字（1、2、3、……）を使用し、明確に記入し、入札金額の頭に¥マーク若しくは押印すること。

11. 入札の辞退

- 1 入札に参加した者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することは出来ない。
- 2 入札に参加した者が入札を辞退するときは、その旨を、次の各号の一に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前にあっては、その旨を記載した書面を町長に届け出て行う。
 - (2) 入札執行中にあっては、その旨を明記した入札書又は書面を入札執行者に直接提出して行う。

12. 公正な入札の確保

- 1 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

13. 入札の取りやめ等

- 1 入札参加者が連合し、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 2 入札辞退者が多数生じ、競争入札の趣旨が失われると認められる場合には、入札を取りやめることがある。

14. 無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚

- 偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する入札
- (2) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
 - (4) 記名押印を欠く入札
 - (5) 金額を訂正した入札
 - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (7) 明らかに連合と認められる入札
 - (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - (9) 現場説明のある場合は、現場説明に参加しない者のした入札
 - (10) 共同企業体にあつては、その構成員全員の記名押印のしていない入札
 - (11) その他入札に関する条件に違反した入札

15. 落札者の決定

入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、最低売却価格(予定価格)以上の金額で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

16. 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。

17. 同価格の入札者が2名以上ある場合の落札者の決定

落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

18. 入札及び契約保証金

保証金の全部を免除する。

19. 契約の締結

- 1 落札者は、落札日から起算して3日以内に(公休日は算入しない。)に契約担当者から交付された契約書案に記名押印し、提出しなければならない。
- 2 契約書に貼付する収入印紙代は、落札者の負担とします。
- 3 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- 3 売却代金の納入は、契約締結の日から5日以内に町指定の金融機関又は口座振込で全額納入すること。

20. 異議の申立

入札した者は、入札後、この説明書等についての不明を理由とし異議を申し立てることはできない。

21. 物品の引渡し

- (1) 物品の引渡しは、売却代金の納入が確認された後に引き渡します。
- (2) 引渡し方法は現状渡しとし、軽米町は引渡し後に発見された瑕疵担保責任を負いません。
- (3) 物品引渡し後3週間以内に名義変更又は一時抹消登録の手続きを行い、完了後、当該完了を証する書類を提出して下さい。
- (4) 名義変更又は一時抹消手続き、車両の運搬、再登録、その他物件の引渡し等に係る一切の費用は落札者の負担とします。
- (5) 陸送が必要な場合は、落札の責任において手配して下さい。

22. お問い合わせ先

軽米町役場総務課

住 所：〒028-6302 岩手県九戸郡軽米町大字軽米10-85

連絡先：TEL 0195-46-2111 FAX 0195-46-2335

e-mail：soumu@town.karumai.iwate.jp